

お知らせ 65歳以上の介護保険料が変わります

問 介護保険課保険料・給付係（内線3262）

各総合支所高齢者・介護保険係（☎内線156 / ☎内線231 / ☎内線162）

介護保険料は、40歳以上の皆さんにご負担いただき、国・県・市の公費とともに、介護を必要とする方へ提供される介護サービスの費用の一部として活用されています。高齢化の急激な進行と、それに伴う要介護認定者や介護サービス利用者の増加に加え、介護報酬の増額改定等の介護給付費の増加の要因が重なり、給付費の伸びが見込まれることから、それに合わせて保険料の収入を見込む必要があります。

令和3年度は介護保険料の見直しの年であり、65歳以上の方の令和3年度から令和5年度までの基準月額が5,161円と決定しました。令和3年度の納入通知書は7月上旬に送付します。



令和3～5年度の介護保険料

【基準月額：5,161円（平成30年度～令和2年度：4,802円）】

段階	対象となる方	割合	年額	
1	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.30	18,500円	
2	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超 120万円以下の方	基準額×0.40	24,700円	
3	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.65	40,200円	
4	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.80	49,500円	
5	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額×1.00	61,900円	
6	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	125万円未満の方	基準額×1.15	71,200円
7		125万円以上 200万円未満の方	基準額×1.35	83,600円
8		200万円以上 300万円未満の方	基準額×1.55	95,900円
9		300万円以上 400万円未満の方	基準額×1.70	105,200円
10		400万円以上 500万円未満の方	基準額×1.80	111,400円
11		500万円以上 600万円未満の方	基準額×1.90	117,600円
12		600万円以上 800万円未満の方	基準額×2.00	123,800円
13		800万円以上 1,000万円未満の方	基準額×2.10	130,000円
14		1,000万円以上 1,500万円未満の方	基準額×2.30	142,400円
15		1,500万円以上の方	基準額×2.50	154,800円

※年額は、基準月額に段階ごとの割合と12カ月を乗じ、100円未満の端数を切り捨てた額

※第1段階から第3段階までの年額は、公費を投入し軽減した後のもの

久喜市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定しました

市では「高齢者が いつまでも 住み慣れた地域で ^{けんこう}健康で 安心して 暮らせるまち」を目指し、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「久喜市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定しました。市ホームページのほか、各市民参加コーナーでご覧いただけます。（市役所、各総合支所、公文書館、ふれあいセンター、各公民館、各市立図書館、各コミュニティセンターほか）

介護保険サービスに係る運営基準が改正されました

全てのサービス提供を行う事業所に、感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定や訓練の実施と、高齢者虐待防止に関する研修の実施等が義務付けられました。（3年間の経過措置あり）